復興5年間の現状と課題

- 1.被災者支援
- 2. 住宅の再建
- 3.産業の再生
- 4.福島の復興
- (参考) これまでにない政策 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し 東日本大震災に係る政府の対応

平成28年3月10日



Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

復興5年間の現状と課題(概要)

- 復興期間10年の折り返し 平成23~27年度 「集中復興期間」 平成28~32年度 「復興・創生期間」
- インフラ復旧は概ね終了、住宅の再建が最盛期。被災者の心身のケアや、産業の再生が重要
- 福島においては、順次、避難指示を解除。住民の帰還に向けた環境整備を進める必要

1. 被災者支援 避難の長期化に伴う心身の健康維持が課題

- ① 避難者は、当初の47万人から17万人まで減少
- ② 介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより、医療や心身のケア、孤立を防止

2. 住宅の再建 住宅は工事のピーク

- ① 自主再建 13万件が再建中又は再建済み
- ② 高台移転による宅地造成 計画戸数 2万戸(平成29年3月末までに1万4千戸(70%))
- ③ 災害公営住宅 計画戸数 3万戸(平成29年3月末までに2万5千戸(85%))

3. 産業の再生 生産設備はほぼ復旧、売上げは業種でばらつき

- ① 被災3県の生産の水準は、ほぼ回復⇒ 農地では74%で作付け再開可能、水産加工施設は86%で業務再開
- ② 売上の回復は業種別にばらつき ⇒ 今後、水産加工業の販路回復や観光振興を重点的に支援

4. 福島の復興 順次、避難指示を解除。帰還に向けた環境を整備

- ① 帰還に向けた取組 ⇒ 商店の再開などの生活環境整備、事業再開の支援
- ② 長期避難者への取組 ⇒ 復興公営住宅の整備

1. 被災者支援

避難の長期化に伴う心身の健康維持が課題

- ① 避難者は、当初の47万人から17万人まで減少 (岩手・宮城 8万人、福島 10万人)
- ② 介護サポート拠点(111箇所)や相談員(1,200人)の見守りなどにより、医療や心身のケア、孤立を防止



生活支援相談員の訪問風景



「男の料理教室」実施風景

2. 住宅の再建

住宅は工事のピーク

- ① 自主再建
- ② 高台移転による 宅地造成
- ③ 災害公営住宅

13万件が再建中又は再建済み

- 計画戸数 2万戸
 - ・平成28年3月末までに 9千戸
 - ・平成29年3月末までに 1万4千戸
- 計画戸数 3万戸
 - ・平成28年3月末までに 1万7千戸
 - ・平成29年3月末までに 2万5千戸



災害公営住宅(宮城県女川町)



防災集団移転 (宮城県岩沼市)

住まいの確保に関する事業の見通し

- 〇平成27年9月末時点住まいの確保に関する事業^{※1}を行う66市町村のうち、平成27年度までに全て完了予定としている市町村は32市町村。
- ○残り34市町村は、平成30年度までにおおむね完了見込み。

27年度までに完了する 市町村(32市町村)

28年度までに完了する 市町村(15市町村)

29年度までに完了する市町村(10市町村)

30年度までに完了する市町村(8市町村)

H27 H28 H29 H30以降

32市町村

洋野町、宮古市、南三陸町、山元町、 登米市、桑折町、南相馬市、川俣町、 郡山市、大玉村、田村市、会津若松市、 三春町、楢葉町、白河市

気仙沼市、東松島市、塩竃市、七ヶ浜町、多賀城市、福島市、 新地町、二本松市、いわき市、広野町

山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、石巻市、女川町、名取市

対する進捗率※2	高台移転	45%	70%	90%	100%
排率※2 脚戸数に	災害公営住宅	59%	85%	96%	100%*3

^{※1 「}住まいの確保に関する事業」は、災害公営住宅整備事業(帰還者向け災害公営住宅の整備に係る事業を除く)、防災集団移転促進事業、土地区画 整理事業(住宅地の供給を含む事業に限る)、漁業集落防災機能強化事業(住宅地の供給を含む事業に限る)。

^{※2} H27年9月末住まいの復興工程表に基づく。ただし、災害公営住宅においては、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の整備戸数を含めた進捗率を示している。

^{※3} 整備計画の策定段階にあるもの等が、全体計画に対して約2%存在する。

3. 産業の再生

生産設備はほぼ復旧、売上げは業種でばらつき

- ① 被災3県の生産の水準は、ほぼ回復
 - ・農地では74%で作付け再開可能
 - ・ 水産加工施設は86%で業務再開
- ② 売上の回復は業種別にばらつき 今後、水産加工業の販路回復や観光振興を重点的に支援



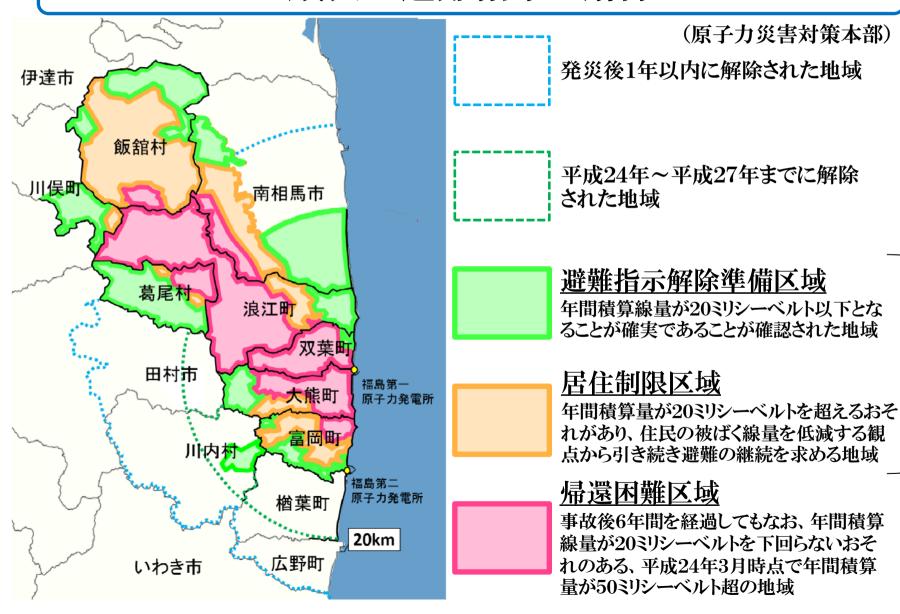
魚市場(気仙沼市)



駅前商店街(女川町)

4. 福島の復興

順次、避難指示を解除



平成29年3月までの解除を目指す

帰還に向けた環境を整備

- ① 帰還に向けた取組
 - ・ 商店の再開などの生活環境整備
 - ・ 事業再開の支援
- ② 長期避難者への取組
 - ・ 復興公営住宅の整備



楢葉町ここなら商店街開店



飯舘村復興公営住宅飯野町団地

発災から5年が経過

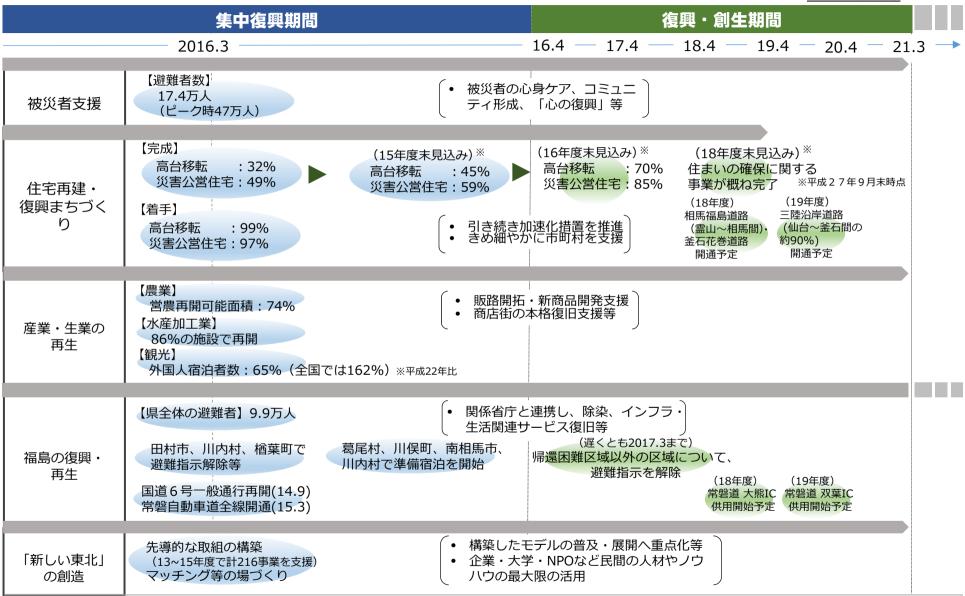
- 復興期間10年の折り返し 平成23~27年度「集中復興期間」 平成28~32年度「復興・創生期間」
- インフラ復旧は概ね終了、住宅の再建が最盛期 被災者の心身のケアや、産業の再生が重要
- 福島においては、順次、避難指示を解除 住民の帰還に向けた環境整備を進める必要

(参考) これまでにない政策

- (1) 国の責務の一元化
 - ①責任組織の設置と一元化(復興対策本部、復興庁)
 - ②自治体からの要望をワンストップで対応(地方に復興局を設置)
 - ③復興のための増税も含め、10年で32兆円程度復興財源確保
- (2) 被災自治体支援
 - ①震災復興特別交付税を創設し、復旧・復興事業の自治体負担分を全額措置
 - ②取崩し型基金3,000億円
 - ③全国の自治体が被災地に職員を派遣(累計8万7千人)
- (3) 被災者支援
 - ①心身のケア、孤立防止、コミュニティづくりを支援
 - ②住民票を移さず、避難先自治体で行政サービスを受けられるように支援
- (4) インフラ復旧・まちづくり
 - ①復興特区制度を創設し、土地利用再編の事業に必要な許可の特例、手続きのワンストップ化
 - ②復興交付金を創設し、地域づくりに必要な事業の一括化、地方負担の手当
- (5) 産業の復興
 - ①仮設工場・店舗等の整備と無償貸与
 - ②中小企業等グループの施設復旧のための補助金の創設
 - ③復興特区制度を創設し、税制・金融上、規制・手続きの特例
 - ④二重ローン対策(東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター)
- (6) 雇用の確保
 - ①雇用創出基金の拡充等による被災地で仕事づくり
 - ②震災による離職者等を雇用した事業主に対する助成金の創設

(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

2016年3月



(2019) ラグビーワールドカップ (2020) 東京オリンピック・パラリンピック (2021.3) 復興・創生期間の終了(復興庁の設置期限) **1**

(参考) 東日本大震災に係る政府の対応

原発事故による災害 地震・津波による災害 【原子力災害対策本部】 【緊急災害対策本部】 本部長:内閣総理大臣 本部長:内閣総理大臣 副本部長:内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、 副本部長:内閣官房長官、防災担当大臣 原子力規制委員長 事務局:内閣府(防災担当)等 事務局:内閣府(原子力防災担当) 直後の対応 福島原子力事故処理調整総括官 <直後の対応> <直後の対応> ・避難指示 ・炉心の冷却、注水作業 ・救出・救助 · 避難所支援、物資補給、仮設住宅建設 避難所支援、物資補給 ・捜索 ・救出・救助 ・ライフラインの応急復旧 〈現在の取組〉 ・廃炉・汚染水対策 ・避難指示区域の見直し ・賠償 ·原子力被災者生活支援 現 【復興庁】 在 【環境省】 <くらし> ・廃棄物処理、除染・中間貯蔵施設の整備 ・モニタリング (関係省庁:農水省、厚労省、原災T、文科省) ○被災者支援 ・放射性物質汚染に関する安心・安全の確保(リスコミ) (健康・生活支援、本格住宅への移転支援等) (環境省、文科省等) <インフラ整備> 取 ○住宅再建・復興まちづくり 〈産業・生業〉 組 <くらし> ○産業復興 ○長期避難者対策(町外コミュニティ等)、早期帰還支援 ○雇用確保 <インフラ整備> ○農林水産業の再開 ○避難指示区域等における公共インフラの復旧